



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 朝日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡辺 克信
コ ー ド 9405 大証（市場第2部）
本 社 所 在 地 大阪市福島区福島一丁目1番30号
問 合 せ 先 総務局長 武 周雄
T E L (06) 6458-5321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 82 回定時株主総会において下記のとおり、定款の一部変更について付議いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日法律第 88 号）附則第 6 条の定めにより、当社は株券の電子化施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。

このため、現行定款第 7 条（株券の発行）および第 10 条（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の形式的な整備を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券の発行）</u> 第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。	<削除>
第 8 条・第 9 条 <省略>	第 7 条・第 8 条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 10 条</p> <p><u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券については、発行しないことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条</p> <p>当社の<u>株券の種類、株主（実質株主を含む。以下同じ。）の氏名など株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続きおよび手数料</u>については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条</p> <p>当社の<u>株式に関する取扱い</u>については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 12 条</p> <p><省略></p>	<p>第 10 条</p> <p><現行どおり></p>
<p>(外国人株主の株主名簿への<u>記載または記録</u>の制限ならびに議決権の制限)</p> <p>第 13 条</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する者から、その氏名、住所等を株主名簿に<u>記載または記録</u>することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に該当する者の有する議決権の総数が当社の議決権総数の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名および住所等を株主名簿に<u>記載または記録</u>することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府またはその代表者 3. 外国の法人または団体 4. 前各号に該当する者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体 	<p>(外国人株主の株主名簿への記録の制限ならびに議決権の制限)</p> <p>第 11 条</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する者から、その氏名、住所等を株主名簿に記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に該当する者の有する議決権の総数が当社の議決権総数の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名および住所等を株主名簿に記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府またはその代表者 3. 外国の法人または団体 4. 前各号に該当する者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体

現 行 定 款	変 更 案
②当社は、法令の定めるところにより、前項各号に該当する者が有し、または有するとみなされる株式について、議決権を制限することができる。	<現行どおり>
(定時株主総会の基準日) 第 14 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第 15 条～第 36 条 <省略>	第 13 条～第 34 条 <現行どおり>
(剰余金の配当) 第 37 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(剰余金の配当) 第 35 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第 38 条 <省略>	第 36 条 <現行どおり>

以上